

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第17条第9号」を「第17条第5号の2及び第9号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第17条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。